

「高等教育の修学支援新制度」の授業料等減免について

本学は、令和2年度から「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき国が実施している高等教育の修学支援新制度の対象校です。

日本学生支援機構の給付奨学金の支給対象学生は、支援区分に応じ、入学金・授業料の減免を受けることが可能です。

(1) 高校で申し込みをし、給付奨学金の採用候補者となっている方（高校予約採用者）

日本学生支援機構の給付奨学金の正式採用後（入学後の「進学届」提出後）に入学金および授業料減免の認定を行います。

1. 支援区分・減免額

| 給付奨学金 支援区分 | 減免金額 | |
|--------------------------|------------------|----------|
| | 入学金 | 授業料（半期） |
| 第Ⅰ区分 (満額支援) | 高知県内在住者 150,000円 | 267,900円 |
| | 高知県外在住者 282,000円 | |
| 第Ⅱ区分 (2/3支援) | 高知県内在住者 100,000円 | 178,600円 |
| | 高知県外在住者 188,000円 | |
| 第Ⅲ区分 (1/3支援) | 高知県内在住者 50,000円 | 89,300円 |
| | 高知県外在住者 94,000円 | |
| 第Ⅳ区分 (多子世帯支援) (1/4支援) | 高知県内在住者 35,250円 | 67,000円 |
| | 高知県外在住者 70,500円 | |

《注意》第Ⅳ区分（多子世帯支援）の減免金額については、国の支援額が予定のため、変更になる可能性があります。

2. 入学金の還付

入学金は、入学手続き時に納付いただいておりますので、支援区分に応じて認定された減免額を還付します。（6月未ごろ還付予定）

3. 前期授業料の納付（減免）

入学手続き時に採用候補者決定通知等の書類を提出済みの方は、6月末まで前期授業料の納付を猶予します。自己負担額が発生する方（第Ⅰ区分以外）には、財務課より納入通知書をお送りしますので、期日までに納付をお願いします。

(2) 入学後に給付奨学金の申し込みを希望する方（在学定期採用者）

入学後にも日本学生支援機構の給付奨学金の申し込みは可能です。入学後に案内しますので、所定の手続きをとってください。正式採用後に入学金および授業料減免の認定を行います。

1. 支援区分・減免額

(1) の高校予約採用者と同様です。

2. 入学金の還付

給付奨学金に正式採用された翌月末までに還付予定です。

入学金・前期授業料は合わせて還付します。
還付時期例) 6月採用者は7月末還付予定

3. 前期授業料の納付（減免）

通常の納付期限（4月下旬）までに納付してください。支援区分に応じて認定された減免額を給付奨学金に正式採用された翌月末までに還付予定です。